

アクアマリンえっぐ展示リニューアルに係るデザイン・施工業務 プロポーザル実施要領

1 委託業務名

アクアマリンえっぐ展示リニューアルに係るデザイン・施工業務

2 概要

ふくしま海洋科学館（愛称：アクアマリンふくしま、以下当館）内のアクアマリンえっぐ展示リニューアルに係るデザイン・施工業務を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定します。

（１） 業務の背景

ふくしま海洋科学館（以下、当館）のアクアマリンえっぐは 2010 年 3 月に命の教育の場としてオープンした施設ですが、経年劣化等により改修が必要な状況となっており、幼い子どもたちを対象に、自然や生き物の素晴らしさや不思議を五感で感じ、遊びながら学ぶことのできる展示施設へとリニューアルする計画です。

（２） 施設の現状

①施設面積

屋内展示エリア：370 平米（床面：木製デッキ）

ブリッジ： 75 平米（床面：カーペットタイル）

②展示構成

屋内エリアは企画展会場として使用しており、キタオットセイ展示水槽およびフェネット展示施設が併設されています。屋外には釣り堀、えっぐの森どうぶつごっこといった体験エリアがあり、本施設はその動線となっています。

（３） 業務の目的

本展示はコンセプトを「ファーストミュージアム」とし、子どもたちが最初に出会う博物館としての役割を果たす場所となることを目的とします。当館には自然を再現した屋外展示エリアが複数ありますが、本展示は幼い子どもたちが、まず生き物の魅力を知り、自然への扉を開く土台づくりとなる場として位置づけます。成長と共に屋外施設や実際の自然へと出かけてゆけるようビジターセンター的な役割も果たしたいと考えています。展示テーマは「命のつながり・五感でたのしむ生き物のふしぎ（仮）」とし、生体や剥製、パネル、ハンズオン等の展示を通して、子どもたちに生き物の素晴らしさや不思議さを、遊びをとおして学んでもらう事を目指しています。また、親子の親密な関わりが生まれる場を設けることで地域の子育ての場の一つとして活用いただき、当館の新たな魅力を作り出すとともに、さらなる集客に資する施設となることを目的とします。

3 委託業務の内容

- (1) 委託要件（第4条(1)から(2)）に基づく展示の設計
 - ・屋内展示エリアのデザイン、施工
 - ・本館と本展示エリアを結ぶブリッジも導入エリアとして活用
- (2) 改修事業に係る経費の算出
 - ・施設のデザイン及びデザインに基づいた施工の工事費及び関連経費の算出
- (3) 必要に応じた各種許認可及び申請手続き
 - ・法令等に則した、建築確認申請、その他行政関連、消防関連等の申請

4 設計に係る要件

(1) 展示デザイン・施工の考え方

- ① 幼い子どもたちを対象に、生き物の素晴らしさや不思議さを、五感を通して感じることができ、独自性の高い展示手法をもって集客に資する施設をデザイン、施工とすることを基本的な考え方とする。
- ② 展示はハンズオンを中心に、触察や観察を通して感じるものとする。対象年齢を考慮し高い安全性をもつこと、また本展示は常設展のため耐久性をもつことが必要である。なお、保証期間及び必要なメンテナンスは事前に提示すること。
- ③ 生体や剥製標本等の展示対象種は、小型哺乳類、昆虫類、両性爬虫類、淡水海水魚類とする。生体および標本は当館で準備する。
- ④ テーマに基づいた活動的に楽しむ展示と、親子で深いリラックスができる場所を設け差別化を図ること。デザインは統一感を持たせ、展示ごとにふさわしいものとする。
- ⑤ 子どもたちへは問いかけは行うものの答えは出さずに「感じる・考える」ことを促す。一方で保護者へ向けたメッセージを展示に取り入れ、幼い子どもたちを連れた親や祖父母が、自然や生き物への興味関心を高めることのできる仕掛けを取り入れる。
- ⑥ 電気設備（照明等含む）、給排水設備は当館で準備する。

(2) 展示全体の考え方

- ① 展示は基本的に造作とするが、活用できるものがあれば既製遊具の導入もいとわない。
- ② 対象年齢は未就学～小学校低学年とする。
- ③ 展示内容については、提案の内容に基づき、当館職員と協議の上決定する。

5 委託業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで（試用期間を含む）

6 委託費の上限

26,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

7 参加要件

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次の条件を全て満たした単体企業又は共同企業体とする。

- ① 過去に水族館での展示や企画展等に関する業務実績を有すること。
- ② 業務の遂行上、連絡、調整、打ち合わせ等に際し迅速に対応できる体制を有すること。
- ③ 各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始申立てがなされていない者であること。
- ⑤ 自己または自社の役員等が、次に掲げる項目のいずれにも該当する者ではないこと及び次に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）。
 - イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）。
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者。
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者。
- ⑥ 共同企業体による受託の場合は幹事者を決定することとし、幹事者及び構成員が上記①から⑤を全て満たしていること。又、連絡調整は幹事者が行い、委託契約に係る事務処理についても幹事者の名義で行うこと。
- ⑦ その他注意事項
 - ア 単体で応募する企業は、他の共同企業体の構成員となることはできない。また、複数の共同企業体の構成員として参加することはできない。
 - イ 構成員は、業務の一部に限り構成員以外の企業に請け負わせることができるが、業務の全部を構成員以外の企業に請け負わせることはできない。

8 質問等の受付

質問については、以下により受け付けます。

(1) 受付期間

令和7年3月24日（月）から令和7年4月4日（金）17時まで（必着）

(2) 提出方法

「質問書」（様式第1号）をアクアマリンえっぐ展示リニューアル事務局へ電子メールにより提出してください。

電子メールの件名は【 アクアマリンえっぐ委託業務プロポーザルに関する質問 】とし、誤送信を防ぐため、送付した旨を電話にてお知らせください。

(3) 回答

質問に対する回答は質問者に対して令和7年4月9日（水）17時までに電子メールにて回答します。仕様等共通事項に関しては当館公式サイトに掲載します。

9 参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加表明書」（様式第2号）を以下により提出してください。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

(1) 提出期限

令和7年4月11日（金）17時まで（必着）

(2) 提出方法

当財団アクアマリンえっぐ展示リニューアル事務局へ郵送又は持参又は電子メールにて提出して下さい。

※持参による提出の受付時間は、9時00分から17時00分までとします。

10 企画提案書等の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加表明書」（様式第2号）の提出を行った上で、「企画提案書」等を以下により提出してください。

(1) 提出期限

令和7年4月21日（月）17時まで（必着）

(2) 提出方法

当財団アクアマリンえっぐ展示リニューアル事務局へ郵送又は持参してください。

※持参による提出の受付時間は、9時00分から17時00分までとします。

(3) 企画提案書等提出書類

①参加表明書（様式第2号）の写し

②企画提案書（様式任意。原則日本産業規格A3判横又はA4判縦とし、A3判の資料はA4サイズにゼット折とします。）

③経費見積書（様式任意。ただし、日本産業規格A4判とします。）

④業務実施方針（様式第3号）

⑤団体等概要（様式第4号）

⑥過去に、類似の業務を行った実績を示す書類（様式任意）

⑦その他企画提案を説明するのに必要な書類

⑧暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第5号）

(4) 提出部数

①～⑦ 7部（正本1部、副本6部）

⑧ 1部（正本1部）

11 企画提案書の内容

企画提案書は、以下の事項に注意し作成してください。

- (1) 本実施要領の第2条「概要」と第3条「委託業務の内容」、第4条「設計に係る要件」を踏まえ、業務に必要な独自性のあるアイデアや技能、提案の実現性や問題解決策、その他評価の上で重視される事項等を、文章、イメージ図、配置図、断面図及び写真

等により明記

- (2) 業務を効果的かつ円滑に進めるための実施体制等
- (3) 担当技術者の実績
- (4) 同種の設計業務の受注実績

12 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。

- ①提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- ②提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- ③提出書類に不備があった場合
- ④委託費の上限を上回る提案があった場合
- ⑤審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者又は役員が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- ⑦本実施要領に違反すると認められる場合
- ⑧その他、ふくしま海洋科学館が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできません。

(3) 辞退

参加表明書（第2号様式）を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。

(5) その他

- ①参加者は、参加表明書（第2号様式）の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- ②提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
- ③提出された企画提案書等は、返却しません。
- ④提出された企画提案書等は、公益財団法人ふくしま海洋科学館情報公開規程に基づく開示申請の対象となり、その開示・不開示の判断は同規程第7条等に基づき行います。
- ⑤業務完了後、検査を経て、受託者の請求に基づき支払います。

13 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

下記審査会にて、当財団が定める審査方法により、業務委託予定者を選定します。ただし、本プロポーザルへの参加申込みが6者以上あった場合、プロポーザル審査委員において、企画提案書等の内容を審査し、プレゼンテーションに参加する者を5者程度に選定する場合があります。

(2) プロポーザル審査会（プレゼンテーション）

①開催日時及び会場

日時：令和7年4月24日（木）

場所：ふくしま海洋科学館 1階アクアルーム2（いわき市小名浜字辰巳町 50）

※時間等詳細については、後日連絡します。

※審査会場に入室できる参加者は3名までとします。

②プロポーザルの所要時間

30分程度の説明と15分程度の質疑を実施します。

③機器の使用

プレゼンテーションにおいてモニター等を使用する場合は、事前に連絡してください。
なお、パソコンについては提案者にて用意してください。モニターは当財団で用意します。

④審査基準

ア 業務遂行能力、業務体制、受託実績業務実績

○円滑な実施が期待できる過去の十分な実績や経験、技能があるか

○スケジュール管理が的確で、きめ細かいフォローが期待できるか

イ 効果的な提案、独自提案

○当館の理念や展示方針をよく理解し提案できているか

○集客効果や教育効果が期待される提案となっているか

○業務に必要な着眼を有し、設計要件を満たした提案となっているか

○独自性のある優れたアイデアや技能を有しているか

○提案内容の実現性に裏付けがあるか

○問題点等の解決方法を具体的に提案されているか

ウ 積算金額及び積算根拠の妥当性

○妥当で効率的・効果的な積算か

○当財団の予算に見合っているか

⑤提案事項の取扱い

採用となった企画提案の内容がそのまま契約における仕様となるものではなく、改めて業務委託予定者と当財団が協議して決定します。

⑥通知等

審査の結果は、プロポーザル参加者全員に通知するとともに、全提案者の名称及び評価点を当財団のホームページ上で公表します。

14 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

選定した業務委託予定者と当財団が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容のとおり反映されない場合もあります。

(2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決

定します。なお、見積金額は委託費の上限価格を超えないものとします。

(3) その他

業務委託予定者と当財団との間で行う協議が整わない場合又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議します。

15 スケジュール

令和7年3月24日（月）	プロポーザル実施要領の公表
令和7年4月 4日（金）	17時まで 質問書の提出期限
令和7年4月 9日（水）	17時まで 質問書への回答（財団より）
令和7年4月11日（金）	17時まで 参加表明書の提出期限
令和7年4月21日（月）	17時まで 企画提案書等の提出期限
令和7年4月24日（木）	プロポーザル審査会
令和7年4月30日（水）	審査結果の通知
令和7年5月29日（木）	契約締結

16 問合せ先及び各種書類の提出先

〒971-8101 福島県いわき市小名浜辰巳町 50

公益財団法人ふくしま海洋科学館

アクアマリンえっぐ展示リニューアル事務局 中村、仲山、小荒井

電 話：0246-73-2538

F A X：0246-73-2526

E-Mail：amf@aquamarine.or.jp